

# 調 査 票





a00001a

## 企業における退職金等の状況や財形貯蓄の活用状況に関する 実態調査〈企業調査票〉

### 〈アンケート調査へのご協力のお願い〉

この調査は、厚生労働省雇用環境・均等局からの研究要請を受けて、独立行政法人 労働政策研究・研修機構が、実施するものです。本調査は、勤労者の財産形成の実態を把握することで、今後の勤労者の福利厚生にかかわる政策の立案・推進等に役立てるためのものです。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

調査票は、民間信用調査機関が所有するデータベースに登録されている全国の企業から、無作為に抽出・配布し、回答へのご協力をお願いしています。

ご記入いただいた内容は、すべて統計的に処理され、研究目的のみに利用します。個々の回答がそのまま公表されることはなく、貴社の企業名が特定されることも一切ございませんので、ありのままをご記入ください。

### 【調査票のご記入にあたって】

1. 特に断りのない場合、2019年4月末日現在の状況をご記入ください。
2. この調査は、企業を単位として行っています。そのため、本社だけでなく支店、出張所、営業所、工場、店舗など、すべての事業所を含めた全体の状況についてご回答ください（なお、貴社がメインの事業活動を行っていない持株会社である場合は、連結決算範囲のグループ企業を含めてご記入ください）。
3. ご回答は、あてはまる番号に○印をつけていただくものと、枠内や( )にご記入いただくものがあります。なお、各問において特別に回答方法をお願いしている場合は、それに沿ってお答えください。
4. ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、2019年5月31日（金）までに、郵便ポストにご投函ください。
5. この調査票の配布・回収等の実査事務は、調査機関である株式会社タイム・エージェントに委託しています。ご不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。FAX や電子メールでも受け付けています。

#### お問合せ窓口

株式会社タイム・エージェント 調査本部 担当：

TEL：〈専用フリーダイヤル無料〉

（お問合せ時間：平日 10：00～12：00、13：30～17：00）

FAX： E-mail：



#### 〔調査主体〕

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 調査部 担当：

TEL： FAX：

※労働政策研究・研修機構は厚生労働省所管の独立行政法人で、労働政策に資する調査研究活動、労働についての情報収集・提供などの活動を行っています。（ホームページURL <https://www.jil.go.jp>）

この調査では、従業員の「就業形態」を以下のとおり定義しています。

正規雇用従業員	貴社において正社員・正職員とする者。貴社に籍のない出向者を除く。
非正規雇用従業員	正規雇用従業員以外の従業員。契約社員、再雇用社員、パート・アルバイト等。派遣労働者や請負労働者などの間接雇用の者は除く。



## 貴社のプロフィールについてお伺いします。

F 1. 貴社の主たる業種を1つ選んでください。(複数の場合は売上高の最も大きいもの一つに○)

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 1 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 9 不動産業, 物品賃貸業       |
| 2 建設業            | 10 学術研究, 専門・技術サービス業 |
| 3 製造業            | 11 宿泊業, 飲食サービス業     |
| 4 電気・ガス・熱供給・水道業  | 12 生活関連サービス業, 娯楽業   |
| 5 情報通信業          | 13 教育, 学習支援業        |
| 6 運輸業, 郵便業       | 14 医療, 福祉           |
| 7 卸売業, 小売業       | 15 その他サービス業         |
| 8 金融業, 保険業       |                     |

F 2. 貴社の創業年をお教えてください。

西暦 

--	--	--	--

 年

F 3.

- (1) 貴社の従業員の数をお答えください。  
※派遣労働者や請負労働者などの間接雇用の者は除きます。
- (2) 貴社の正規雇用従業員の数をお答えください。
- (3) 貴社の非正規雇用従業員の数をお答えください。

	(1) 従業員	(2) 正規雇用従業員	(3) 非正規雇用従業員
0人(いない)		0	0
1~29人	1	1	1
30~99人	2	2	2
100~299人	3	3	3
300~999人	4	4	4
1,000~4,999人	5	5	5
5,000人以上	6	6	6

4ページのF7へ

F 4. 貴社の正規雇用従業員の、おおよその平均年齢をお答えください。

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 30歳未満  | 5 45～49歳 |
| 2 30～34歳 | 6 50～54歳 |
| 3 35～39歳 | 7 55歳以上  |
| 4 40～44歳 |          |

F 5. 貴社の正規雇用従業員の、おおよその平均勤続年数をお答えください。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 3年未満       | 5 15年以上20年未満 |
| 2 3年以上5年未満   | 6 20年以上25年未満 |
| 3 5年以上10年未満  | 7 25年以上30年未満 |
| 4 10年以上15年未満 | 8 30年以上      |

F 6. 貴社の正規雇用従業員の、おおよその離職率をお答えください。

※ここでの離職率は、1年間に離職した従業員の人数を、従業員数の合計で除した値をさします。

- |              |
|--------------|
| 1 10%未満      |
| 2 10%以上20%未満 |
| 3 20%以上30%未満 |
| 4 30%以上40%未満 |
| 5 40%以上50%未満 |
| 6 50%以上      |

F 7. 労働組合の有無をお答えください。

- |      |      |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|





次の問4は、問1で退職金制度を「導入している」と回答し、かつ問3の付問1で「定年年齢の引上げ」または「定年制の廃止」を選択した企業のみお答えください。その他の企業は8ページの間5にお進みください。

退職金制度	定年制度の変更	
導入している	定年年齢を引き上げた	問4へ
導入している	定年制を廃止した	
導入している	その他の回答	8ページの間5へ
導入していない		

問4. 貴社で旧定年年齢（※）を超えて働き続けている従業員の労働条件は、旧定年年齢前の労働条件と比較して、以下の点で変化がありますか（変化があるものすべてに○）。

※定年年齢の引上げの場合は、引上げ前の定年年齢。

※定年制を廃止した場合は、定年制廃止前の定年年齢。

1 給与水準 2 役職 3 就労時間 4 就労日数 5 その他（                      ）	
---	--

付問1 貴社で旧定年年齢を超えて働き続けている従業員の給与水準（月収）は、どのように変化していますか。旧定年前（定年直前）を100とした場合に、もっとも典型的な従業員においてあてはまるものをお選びください。

- 1 給与水準は100より高い
- 2 給与水準は80～99の間である
- 3 給与水準は60～79の間である
- 4 給与水準は40～59の間である
- 5 給与水準は39以下である

## 従業員の資産形成に対する支援等についてお伺いします。

### 問5.

- (1) 以下に挙げる ア～コ の施策について、貴社の導入状況をお答えください。
- (2) (1) で「導入している」を選択した方は、有期契約の非正規雇用の従業員への適用状況をお選びください（該当する非正規雇用従業員がいない場合、回答は不要です）。
- (3) (1) で「導入している」を選択した方は、無期契約の非正規雇用の従業員への適用状況をお選びください（該当する非正規雇用従業員がいない場合、回答は不要です）。

	(1) 導入状況			(2) 非正規雇用従業員 (有期) への適用状況			(3) 非正規雇用従業員 (無期) への適用状況		
	導入して いない	過去に 導入して いたが、廃 止した	導入 している	適用 して いない	一部に 適用し ている	全員に 適用し ている	適用 して いない	一部に 適用し ている	全員に 適用し ている
ア. 一般財形（注） （財産形成貯蓄制度）	1	2	3	1	2	3	1	2	3
イ. 年金財形（注） （財産形成年金貯蓄制度）	1	2	3	1	2	3	1	2	3
ウ. 住宅財形（注） （財産形成住宅貯蓄制度）	1	2	3	1	2	3	1	2	3
エ. 社内預金制度	1	2	3	1	2	3	1	2	3
オ. 従業員持株制度	1	2	3	1	2	3	1	2	3
カ. ストックオプション制度	1	2	3	1	2	3	1	2	3
キ. 企業型確定拠出年金 （企業型 DC）	1	2	3	1	2	3	1	2	3
ク. 確定給付年金（DB）	1	2	3	1	2	3	1	2	3
ケ. 職場積立 NISA	1	2	3	1	2	3	1	2	3
コ. 職場 iDeCo	1	2	3	1	2	3	1	2	3

（注）財産形成貯蓄制度（財形貯蓄制度）には、一般財形貯蓄制度（一般財形）、財形年金貯蓄制度（年金財形）、財形住宅貯蓄制度（住宅財形）の3つがあります。いずれも勤労者が金融機関と契約し、給与天引きにより事業主を通じて積み立てる制度です。年金財形と住宅財形では、合わせて元本550万円まで（契約商品が保険等で年金財形のみの場合は385万円まで）利子非課税となる税制上の優遇措置があります。



問5（1）導入状況、において ア. 一般財形 イ. 年金財形 ウ. 住宅財形のいずれか一つでも「導入している」と回答した企業にお伺いします。その他の方は12ページの間13にお進みください。

問8. 従業員の加入件数は、5年前と比較してどのように変化していますか。

- 1 増加している（5年前は導入していなかった場合を含む）
- 2 横ばいである
- 3 減少している
- 4 以前から加入者はいない

付問1 加入件数が減少している理由をお答えください（あてはまるものすべてに○）。

- 1 従業員数が減ったため
- 2 従業員に貯蓄する余裕が無くなったため
- 3 従業員の貯蓄に対する関心が薄れたため
- 4 企業を通じず、個人で貯蓄する手段を選択する人が増えたため
- 5 勤務先に貯蓄額を知られたくないと考える従業員が増えたため
- 6 金利の低迷のため
- 7 企業として財形貯蓄制度の加入勧奨に力を入れなくなったため
- 8 金融機関が財形貯蓄制度の加入勧奨に力を入れなくなったため
- 9 他の資産形成制度（NISA、iDeCo等）の方が魅力があり、財形貯蓄制度以外の資産形成制度を利用している人が増えたため
- 10 その他（ ）

問9. 貴社で財形貯蓄制度の取扱いをしている金融機関は、合計で何社ですか。

--	--

 社



問10. 貴社で財形貯蓄制度の取扱いをしている金融商品をお選びください  
(あてはまるものすべてに○)。

- 1 預貯金 (定期預金、定額貯金)
- 2 合同運用信託 (金銭信託、貸付信託) ※
- 3 有価証券 (公社債、公社債投資信託、株式投資信託)
- 4 保険商品 (積立保険、積立傷害保険等)
- 5 わからない

※金銭を信託財産として信託銀行などに預け、その金銭を信託銀行が約款に指定された運用範囲内で合同して運用し、その収益を信託金額に応じて支払われる商品。

問11. 貴社では従業員に対して、財形貯蓄制度への加入を推奨していますか。

- 1 積極的に加入するように推奨している
- 2 制度の周知はしているが、加入の推奨はしていない
- 3 特に周知はしていないが、申込みがあれば受け付けている
- 4 その他 ( )

問12. 財形貯蓄制度の事務をするにあたり、大変なことはありますか  
(あてはまるものすべてに○)。

- 1 解約の手続き
- 2 住宅財形の支払要件・添付書類のチェック
- 3 新規申込の手続き
- 4 積立額変更の手続き
- 5 従業員からの問合せ対応
- 6 非課税管理に関する事務
- 7 給与の天引き
- 8 その他 ( )

続いて12ページの間13にお進みください

## 全ての企業にお伺いします。

問13. 財形貯蓄制度（一般財形、年金財形、住宅財形）について、何かご要望はございますか。ご要望として該当するものをお選びください（あてはまるものに5つまで○）。

- 1 預入機関を自由に変更できるようにしてほしい
- 2 従業員の転職先に財形貯蓄制度がない場合や従業員が退職した場合でも、財形貯蓄制度への加入を継続できるようにしてほしい
- 3 55歳以上の従業員も加入できるようにしてほしい(年金財形・住宅財形への加入要件は55歳未満)
- 4 積立要件を緩和してほしい(一般財形は3年以上、年金財形・住宅財形は5年以上の積立が必要)
- 5 退職時一時金を預入できるようにしてほしい
- 6 利子非課税枠を拡大してほしい(年金財形・住宅財形の非課税枠は550万円)
- 7 住宅財形の払出要件を緩和してほしい
- 8 財形貯蓄制度運営の際の事務を簡素化してほしい
- 9 住宅・年金財形における非課税申告書の電子データでの提出を認めてほしい
- 10 その他 ( )

問14. 財形貯蓄制度（一般財形、年金財形、住宅財形）の長期的な方向性について、ご意見をお伺いします。あなたのお考えに近いものをお選びください。

- 1 財形貯蓄制度を今後も現状どおり実施してほしい
- 2 財形貯蓄制度の一層の充実を図ってほしい  
(充実してほしい具体的内容 : )
- 3 財形貯蓄制度は必要ない
- 4 その他 ( )

問15. 財形貯蓄制度に関するご意見をご自由にご記入ください。

調査はこれで終わりです。ご回答いただき有難うございました。

ご希望される場合は、調査結果をとりまとめた報告書を進呈いたします。ご希望の有無をお教えてください。

1 希望する

2 希望しない

送付先の郵便番号・住所等をご記入ください。

(ご記入いただいた送付先は報告書の送付にのみ使用いたします)

**(送付先)**

**郵便番号・住所:**

**貴社名:**

**お名前・所属部署:**



a0000101a

## 勤労者の財産形成に関する調査〈従業員調査票〉

### 〈アンケート調査へのご協力のお願ひ〉

この調査は、厚生労働省雇用環境・均等局からの研究要請を受けて、独立行政法人 労働政策研究・研修機構が、実施するものです。本調査は、勤労者の財産形成の実態を把握することで、今後の勤労者の福利厚生にかかわる政策の立案・推進等に役立てるためのものです。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご協力のほど何卒宜しくお願ひ申し上げます次第です。

調査票は、民間信用調査機関が所有するデータベースから、無作為に抽出した企業を通じて、同社で働く皆さまに配布させていただき、回答へのご協力をお願いしています。

ご記入いただいた内容は、すべて統計的に処理され、研究目的のみに利用します。個々の回答がそのまま公表されることはなく、個人のお名前や企業名が特定されることは一切ございません。また、回答内容がお勤め先に知られることもありませんので、ありのままをご記入ください。

### 【調査票のご記入にあたって】

1. 特に断りのない場合、2019年4月末日現在の状況をご記入ください。
2. ご回答は、あてはまる番号に○印をつけていただくものと、枠内や( )にご記入いただくものがあります。  
なお、各問において特別に回答方法をお願いしている場合は、それに沿ってお答えください。
3. ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒(切手は不要)に入れ、2019年5月31日(金)までに、郵便ポストにご投函ください。
4. この調査票の配布・回収等の実査事務は、調査機関である株式会社タイム・エージェントに委託しています。  
ご不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。FAX や電子メールでも受け付けています。

#### お問合せ窓口

株式会社タイム・エージェント 調査本部 担当：

TEL：〈専用フリーダイヤル無料〉

(お問合せ時間：平日 10：00～12：00、13：30～17：00)

FAX： E-mail：



#### [調査主体]

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 調査部 担当：

TEL： FAX：

※労働政策研究・研修機構は厚生労働省所管の独立行政法人で、労働政策に資する調査研究活動、労働についての情報収集・提供などの活動を行っています。(ホームページURL <https://www.jil.go.jp>)





## お勤め先の資産形成制度についてお伺いします。

## 問 1.

- (1) お勤め先の資産形成制度で、ご利用したことがある制度をお選びください  
(あてはまるものすべてに○)。
- (2) お勤め先において、今後充実してほしい、現在は利用できないが利用できるようにしてほしいと考える制度をお選びください(あてはまるものすべてに○)。

	(1) 利用したことがある制度	(2) 充実してほしい、 利用できるように してほしい制度
ア. 財産形成貯蓄制度(注) (一般財形、年金財形、住宅財形)	1	1
イ. 社内預金制度	2	2
ウ. 従業員持株制度	3	3
エ. ストックオプション制度	4	4
オ. 確定給付年金(DB)	5	5
カ. 企業型確定拠出年金(企業型DC)	6	6
キ. 職場積立NISA	7	7
ク. 職場iDeCo	8	8

6 ページの問 3 へ

(注) 財産形成貯蓄制度(財形貯蓄制度)には、一般財形貯蓄制度(一般財形)、財形年金貯蓄制度(年金財形)、財形住宅貯蓄制度(住宅財形)の3つがあります。いずれも勤労者が金融機関と契約し、給与天引きにより事業主を通じて積み立てる制度です。年金財形と住宅財形では、合わせて元本550万円まで(契約商品が保険等で年金財形のみの場合には385万円まで)利子非課税となる税制上の優遇措置があります。

(1) 利用したことがある制度、において、ア. 財産形成貯蓄制度(一般財形、年金財形、住宅財形)、に○をつけた方は、6 ページの問 3 へお進みください。その他の方は、5 ページの問 2 へお進みください。





## 財形貯蓄制度の利用状況についてお伺いします。

問3. 一般財形の利用状況について詳しくお伺いします。

一般財形を利用していますか。

<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px;">1 現在利用している</div>	<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px;">2 現在利用していない</div>
<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px;">↓</div>	<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px;">↓</div>
	<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px;">8 ページの問4へ</div>

付問1 勤め先からの補助（奨励金）はありますか。

1 ある	2 ない
------	------

付問2 一般財形の積み立てをはじめたのは、何歳のときですか。

			歳
--	--	--	---

付問3 どのくらいの頻度で一般財形に積み立てを行っていますか。

<p>1 毎月、給与を受け取ったとき</p> <p>2 年に数回、賞与を受け取ったとき</p> <p>3 毎月の給与と年に数回の賞与を受け取ったときの両方</p> <p>4 その他</p>
--

付問4 毎年、合計でどのくらいの金額を一般財形に積み立えていますか。

約 \_\_\_\_\_ 万円

付問5 一般財形の現在の貯蓄額は、どのくらいですか。

約 \_\_\_\_\_ 万円

付問6 一般財形の積み立てをしている金融商品をお選びください  
(あてはまるものすべてに○)。

- 1 預貯金 (定期預金、定額貯金)
- 2 合同運用信託 (金銭信託、貸付信託) ※
- 3 有価証券 (公社債、公社債投資信託、株式投資信託)
- 4 保険商品 (積立保険、積立傷害保険等)
- 5 わからない

※金銭を信託財産として信託銀行などに預け、その金銭を信託銀行が約款に指定された運用範囲内で合同して運用し、その収益を信託金額に応じて支払われる商品。

問4. 年金財形の利用状況について詳しくお伺いします。

年金財形を利用していますか。

<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px;">1 現在利用している</div>	<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px;">2 現在利用していない</div>
	<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 5px;">11ページの間5へ</div>

付問1 勤め先からの補助（奨励金）はありますか。

1 ある	2 ない
------	------

付問2 年金財形の積み立てをはじめたのは、何歳のときですか。

			歳
--	--	--	---

付問3 どのくらいの頻度で年金財形に積み立てを行っていますか。

<p>1 毎月、給与を受け取ったとき</p> <p>2 年に数回、賞与を受け取ったとき</p> <p>3 毎月の給与と年に数回の賞与を受け取ったときの両方</p> <p>4 その他</p>
--

付問4 毎年、合計でどのくらいの金額を年金財形に積み立てていますか。

約 \_\_\_\_\_ 万円

付問5 年金財形の現在の貯蓄額は、どのくらいですか。

※年金財形は（住宅財形と合わせて）元本550万円（契約商品が保険等で年金財形のみの場合には385万円まで）まで利子非課税です。

約 \_\_\_\_\_ 万円

付問6 年金財形の積み立てをしている金融商品をお選びください。

- 1 預貯金（定期預金、定額貯金）
- 2 合同運用信託（金銭信託、貸付信託）※
- 3 有価証券（公社債、公社債投資信託、株式投資信託）
- 4 保険商品（積立保険、積立傷害保険等）
- 5 わからない

※金銭を信託財産として信託銀行などに預け、その金銭を信託銀行が約款に指定された運用範囲内で合同して運用し、その収益を信託金額に応じて支払われる商品。

付問7 年金財形の積み立てが終了する予定の年齢をお答えください。

- ※1 既に積み立てが終了している方は、積み立てが終了した年齢をお答えください。  
 ※2 55歳以上の年齢をご記入ください。  
 ※3 不明の方は まだ決めていない をお選びください。

<table style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 50%; height: 100%;"></td> <td style="width: 50%; height: 100%;"></td> </tr> </table>			歳	<div style="border: 1px dotted black; padding: 2px; display: inline-block;">まだ決めていない</div>	↓	<div style="border: 1px dotted black; padding: 2px; display: inline-block;">付問8へ</div>

付問7-1 付問7でお答えいただいた年齢は、お勤め先の定年と同じ年齢ですか。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 3 わからない
- 4 定年はない

付問8 年金財形の受給開始予定年齢をお答えください。

- ※1 既に受給している方は、受給を開始した年齢をお答えください。  
 ※2 60歳以上の年齢をご記入ください。  
 ※3 不明の方は まだ決めていない をお選びください。

<table style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 50%; height: 100%;"></td> <td style="width: 50%; height: 100%;"></td> </tr> </table>			歳	まだ決めていない

付問9 年金財形の受給を開始する時期は、公的老齢年金の受給開始よりも早い時期を考えていますか（既に受給している方は、実際の状況をお答えください）。

- 1 はい
- 2 いいえ（公的年金の受給開始より遅い時期に受給を始める予定）
- 3 いいえ（公的年金の受給開始と同じタイミングで受給を始める予定）
- 4 まだ決めていない

付問10 年金財形の受給開始時期を検討するにあたり、年金財形の加入契約時に、金融機関から、公的年金の受給を開始するまでのつなぎとして利用できるといった説明はありましたか。

- 1 説明があった
- 2 説明はなかった
- 3 わからない

付問11 年金財形では、積立をしなくてもよい「据置期間」を最大5年間設定することができます。据置期間を利用する予定はありますか（既に受給を開始している方は、実際の状況をお答えください）。

- 1 据置期間を利用する予定がある  
（例：55歳まで積立を継続した後、5年間の据置期間を設定し、60歳から受給する）
- 2 現在、据置期間を利用している
- 3 据置期間を利用する予定はない  
（例：60歳まで積立を継続して、60歳から受給する）
- 4 まだ決めていない

付問12 年金財形の支払期間（※）は、何年を予定していますか。  
※保険等は5年以上、その他預貯金等は5年以上20年以内から選択することになっています。

- 1 5年
- 2 5年超～10年未満
- 3 10～15年未満
- 4 15～20年未満
- 5 20年以上
- 6 まだ決めていない

問5. 住宅財形の利用状況について詳しくお伺いします。

住宅財形を利用していますか。

1 現在利用している	2 現在利用していない
------------	-------------

↓

↓  
13ページの間6へ

付問1 勤め先からの補助（奨励金）はありますか。

1 ある	2 ない
------	------

付問2 住宅財形の積み立てをはじめたのは、何歳のときですか。

		歳
--	--	---

付問3 どのくらいの頻度で住宅財形に積み立てを行っていますか。

<p>1 毎月、給与を受け取ったとき</p> <p>2 年に数回、賞与を受け取ったとき</p> <p>3 毎月の給与と年に数回の賞与を受け取ったときの両方</p> <p>4 その他</p>
--

付問4 毎年、合計でどのくらいの金額を住宅財形に積み立てていますか。

約 \_\_\_\_\_ 万円

付問5 住宅財形の現在の貯蓄額は、どのくらいですか。

※住宅財形は（年金財形と合わせて）元本550万円まで利子非課税です。

約 \_\_\_\_\_ 万円

付問6 住宅財形の積み立てをしている金融商品をお選びください。

- 1 預貯金（定期預金、定額貯金）
- 2 合同運用信託（金銭信託、貸付信託）※
- 3 有価証券（公社債、公社債投資信託、株式投資信託）
- 4 保険商品（積立保険、積立傷害保険等）
- 5 わからない

※金銭を信託財産として信託銀行などに預け、その金銭を信託銀行が約款に指定された運用範囲内で合同して運用し、その収益を信託金額に応じて支払われる商品。





## 全ての方にお伺いします。

問7. 税制上の優遇がある以下の制度の中で、ご利用している制度をお選びください  
(あてはまるものすべてに○)。

- 1 NISA
- 2 つみたてNISA
- 3 ジュニアNISA (本人または運用管理者)
- 4 iDeCo (個人型確定拠出年金)
- 5 個人年金保険
- 6 ない

問8. 財形貯蓄制度(一般財形、年金財形、住宅財形)について、何かご要望はございますか。  
ご要望として該当するものをお選びください(あてはまるものすべてに○)。

- 1 預入機関を自由に変更できるようにしてほしい
- 2 転職先に財形貯蓄制度がない場合や退職した場合でも、財形貯蓄制度への加入を継続できるようにしてほしい
- 3 (年金財形・住宅財形について) 55歳以上でも加入できるようにしてほしい
- 4 積立要件(一般財形は3年以上、年金財形・住宅財形は5年以上の積立が必要)を緩和してほしい
- 5 退職時一時金を預入できるようにしてほしい
- 6 年金財形の受給期間の上限を延長してほしい  
(現行では商品が預貯金等の場合5~20年の間で受給期間を設定)
- 7 利子非課税枠を拡大してほしい(現行で年金財形・住宅財形をあわせて550万円まで)
- 8 住宅財形の払出要件を緩和してほしい
- 9 財形貯蓄制度の手続きを簡単にしてほしい
- 10 その他( )

問9. 財形貯蓄制度(一般財形、年金財形、住宅財形)の長期的な方向性について、ご意見をお伺いします。あなたのお考えに最も近いものをお選びください。

- 1 財形貯蓄制度を今後も現状どおり実施してほしい
- 2 財形貯蓄制度の一層の充実を図ってほしい  
(充実してほしい具体的内容: )
- 3 財形貯蓄制度は必要ない
- 4 その他( )

問10. 財形貯蓄制度（一般財形、年金財形、住宅財形）に関して、ご意見がございましたら  
ご自由にご記入ください。

## お勤め先の退職金制度について、全ての方にお伺いします。

問 1 1. 現在のお勤め先を退職するとき、あなたは退職金を受け取ることができますか。

- 1 受け取ることができる
- 2 (再雇用等のため) 既に受け取っている
- 3 勤務先に退職金制度はあるが、自分は受け取ることができない
- 4 勤務先に退職金制度がない
- 5 わからない

アンケートはこれで終了です

付問 1 退職金はどのように支給されますか。あてはまるものをお選びください  
(既に退職金を受け取っている方は、実際の状況をお答えください)。

- 1 一括
- 2 分割 ( ) 年
- 3 その他 ( )

付問 2 あなたのお勤め先では、過去 5 年間に、定年制における定年年齢の引き上げまたは定年制の廃止を行いましたか。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 3 わからない

付問 3 あなたのお勤め先では、定年がある場合は定年前に、定年がない場合は退職前に、退職金を受け取ることはできますか。

(例① : 定年は60歳から65歳に延長されたが、退職金は60歳に達した年に受け取ることができる)

(例② : 定年は60歳だったが廃止された。退職金は60歳に達した年に受け取ることができる)

- 1 はい
- 2 いいえ
- 3 わからない

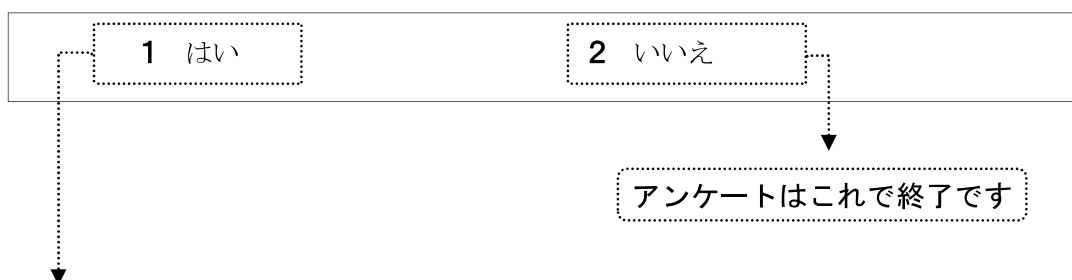
アンケートはこれで終了です

17ページの付問3-1へ

付問3-1 具体的には、どのように退職金を受け取ることができますか。あてはまるものをお選びください。

- 1 定年は延長されたが、退職金は延長前の定年年齢に達した年以降に受け取ることができる
- 2 定年は廃止されたが、退職金は廃止以前の定年年齢に達した年以降に受け取ることができる
- 3 その他 ( )

付問3-2 あなたは、定年がある場合は定年前に、定年がない場合は退職前に、退職金を受け取ることが希望しますか。



付問3-2-1 希望する理由をお選びください（あてはまるものすべてに○）。

- 1 老後の資産形成のため
- 2 生活資金を補うため
- 3 住宅ローン等の各種返済をするため
- 4 その他 ( )

お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。  
恐れ入りますが、5月31日（金）までに返信用封筒（切手不要）にてご投函ください。